

REEL No. A-1179

0076

アジア歴史資料センター

大日本帝國政府

ニ右ニ基キ差當リ歸屬腹案ヲ決定スルコト別紙第一ノ如ク其ノ條件  
ヲ概テ別紙第二ノ如ク豫定ス  
ニ情勢ノ推移ニ依リテハ本腹案ヲ變更スルコトアリ

A700 9-18  
①

大日本帝國政府



占領地歸屬腹案

昭和一九四一年  
大本營政府提案  
連絡會議

一 占領地ノ歸屬ニ關シテハ左ノ基準ニ依リテ之ヲ定ム  
(イ) 大東亞防衛ノ爲帝國ニ於テ確保スルヲ必要トスル要衝並ニ人口  
稀薄ナル地域及獨立ノ能力乏シキ地域ニシテ帝國領土ト爲スル  
適當ト認ムル地域ハ之ヲ帝國領土トシ其ノ統治方式ハ當該各地  
域ノ傳統民度其ノ他諸般ノ事情ヲ勘案シテ之ヲ定ム  
(ロ) 從來ノ政治的經緯等ニ鑑ミ之ヲ獨立セシムルコトヲ許容スルヲ  
大東亞戰爭遂行並ニ大東亞建設上得策ト認ムル地域ハ之ヲ獨立  
セシム  
(ハ) 獨立及領土編入ノ時期ニ付テハ諸般ノ情勢ヲ考慮シテ之ヲ決定ス

大日本帝國政府

別紙第一

地域	將來ノ歸屬	備考
緬甸	獨立國	「シヤン」諸州、「カレンニ」州ニ付テハ別紙第二中「(二)參照
比律賓	獨立國	「マニラ」ニ付テハ別紙第二中「(二)參照
其他	他道ヲ定ム	

備考

泰國ノ失地恢復ニ付テハ昭和十七、五、九決定「「タイ」車ノ「ビルマ」進撃ニ伴フ對泰措置ニ關スル件」ニ依ル

大日本帝國政府

別紙第二

獨立ノ態様及條件

一 緬甸

(一) 帝國トノ關係

- (イ) 軍事 帝國トノ間ニ共同防衛ヲ約センメ兵力ノ駐屯、軍事基地使用及設定等ヲ認メシメ特ニ軍事の結合ヲ鞏固ナラシム
- (ロ) 外交 緊密提携ヲ約センム
- (ハ) 經濟 緊密協力ヲ約センム
- (ニ) 「シヤン」諸州、「カレンニ」州ニ付テハ特別ノ取扱ヲ爲ス
- ニ 比律賓

大日本帝國政府

(一) 帝國トノ關係

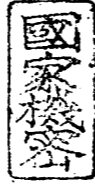
(1) 軍事 帝國トノ間ニ共同防衛ヲ約セシメ兵力ノ駐屯、軍事基

地使用及設定等ヲ認メシム

(2) 外交 緊密提携ヲ約セシム

(3) 經濟 緊密協力ヲ約セシム

(4) 前項ノ外「ミンダナオ」ニ付テハ更ニ特別ノ措置ヲ執ルコトアリ



大日本帝國政府

占領地歸屬腹案ノ説明

昭和一八、一四

占領地諸地域ノ歸屬決定ノ基準ニ關シテハ深ク既往ノ實歴ニ顧ミ且將來ノ趨勢ヲ稽ヘ殊ニ大東亞戰爭ノ目的ニ鑑ミ帝國ノ存立及東亞ノ安定ニ對スル禍根ヲ花除シ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全スルト共ニ世界ノ平和ニ寄與スルノ趣是ヲ根本トシ之ヲ實際ニ適用スルニ當リテハ軍事的、政治的、經濟的其ノ他各般ノ要請ヲ綜合シ且各地域諸般ノ實情ヲ篤ト考慮ニ入レ各々其ノ所ヲ得シムルヲ本旨トシ特ニ大東亞防衛ノ爲帝國ニ於テ確保スルヲ必要トスル要衝並ニ人口稀薄ナル地域及獨立ノ能力乏シキ地域ニシテ帝國領土ト

## 大日本帝國政府

爲スヲ適當ト認ムル地域ハ之ヲ帝國領土トシ又從來ノ政治的經緯等ニ鑑ミ之ヲ獨立セシムルコトヲ許容スルヲ大東亞戰爭遂行竝ニ大東亞建設上得策ト認ムル地域ハ之ヲ獨立セシメ而シテ統治方式竝ニ獨立ノ態様、條件及時期ニ付テハ諸般ノ事情ヲ勘案シテ定ムルヲ適當トス

然レトモ本件ハ戰爭指導上ヨリスルモ極メテ機微且重大ナル問題ナレバ以テ之カ發表及實行ノ時期ヲ慎重決定スルコト必要ニシテ又軍事性質上情勢ノ推移ニ依リテハ變更スルコトアルヘキハ當然ナリトス

前記ノ趣旨ノ下ニ適當リ決定スヘキ細則及比律賓ノ歸屬腹案理由ヲ

## 大日本帝國政府

略述スルニ左ノ如シ

一、細則

細則ハ西曆一八八六年完全ニ英國ノ支配下ニ歸シタル以前ニ於テハ政治的ニ獨立ノ地位ヲ有シ又一九三七年以後印度ヨリ分離シテ英帝國内ニ於ケル準自治領的地位ヲ認メラレタルモノナルカ一般ニ獨立ノ希望ヲ有シ且概ネ自治能力アリ而シテ帝國ノ立場ヨリスレハ細則ハ大東亞防衛上西方ノ（安衛ニ當ルヲ以テ帝國トノ間ニ特ニ軍事の結合ヲ強固ナラシムル要アル次第ナルカ右ノ如キ事情及特ニ作戰開始以來細則民衆ノ帝國ニ對スル積極的協力ヲ篤ト考慮ニ入レ適當ノ時期及條件ノ下ニ獨立ヲ許容スルコトハ帝國ノ公

## 大日本帝國政府

正ナル態度ヲ實踐スルノミナラス緬甸民心ヲ益々帝國ニ收攬スル  
效果大ナルト其ノ印度民衆ニ及ボス政治的影響等ニモ鑑ミ大東亞  
戰爭遂行及大東亞建設上得策ト認メラルルヲ以テ將來之ヲ獨立國  
タラシムルヲ適當トス而シテ帝國トノ關係ニ付テハ外交經濟ニ關  
スル提携協力ノ外特ニ軍事的結合ヲ強固ナラシムルコト必要ナリ  
尙「シヤン」諸州及「カレン」州ハ從來他ノ英領緬甸諸地域ト  
異ナリ緬甸議會制定法ノ適用範圍外ニ在リテ緬甸總督ノ直轄下ニ  
各土侯ノ施政ヲ認メラレタル特殊ノ地域ナルニ鑑ミ又同地方土侯  
及民衆ノ緬甸治下ニ入ルヲ喜ハサル實情ヲ考慮シ特別ノ取扱ヲ爲  
スヲ適當トス

## 大日本帝國政府

### ニ比律賓

比律賓ハ夙ニ獨立ノ欲望強ク自治能力アリ米國ハ一九四六年七月  
四日ヲ以テ獨立ヲ認ムヘキコトヲ既ニ約シ居ル等ノ政治的経緯ア  
リ方一之ヲ帝國ノ領土トシテ帝國自ラ其ノ統治ノ任ニ當ルトキハ  
帝國ノ負擔領果ヲ著シク増スコトトナルヘク又實質的ニ帝國ノ勢  
力下ニ在ラシムルコトハ領土ニ編入セストモ其ノ地理的地位等ニ  
鑑ミ實際上可能ナルヘキヲ以テ適當ノ時期及條件ノ下ニ帝國ニ於  
テ之カ獨立ヲ許容スルコトハ大東亞戰爭遂行及大東亞建設上得策  
ト認メラルルニ依リ將來之ヲ獨立國タラシムルヲ適當トス而シテ  
帝國トノ關係ニ付テハ軍事、外交、經濟ニ關スル提携協力ノ外特

大日本帝國政府

ニ「マニラ」島ニ付テハ同島ノ軍事的、經濟的的重要性ニ鑑ミ  
帝國ノ把握強化ニ付特別ノ措置ヲ執ルコトアルヲ保留スルコト必  
要ナリ

國家機密

貳拾部ノ内第十二號

第十回 御前會議 (昭和十八年三月)  
内閣總理大臣說明

唯今ヨリ御前會議ニ至リ、  
御許シテ侍タルニ依リマシテ、本日ノ議事ノ進行ハ、私力之ニ當リ  
マス。  
先ヅ私ヨリ、本日ノ議題ニ付キマシテ御説明致シマス。  
大東亞戰爭元途ノ爲ノ密議ノ略指學ト致シマシテハ、日御伊ノ素  
密謀擧ト大東亞ノ諸島諸島ノ結果トカ成モ重要ナルモノアリ  
マシテ、從來モ此ノ兇地ヨリ色々ト努力シテ參ツタノアリマスカ、  
世界戦局ノ推移ニ鑑ミ、彼ヲ逐セス、此ノ略略態勢ヲ更ニ整備  
強化スルノ必要々緊切ナルモノカアルト侍ヤラレルデアリマス。

大東亞省

(東京1730)(日本標準規格 B 5)

REEL No. A-1179

タイアライター用紙用字體(石井特)

獨伊トノ提携強止ニ斷シマシテハ我ニ派遣シタル連絡使ヲシテ日下  
伯林及維也ニ於テ大隈及陸海軍武臣ヲ輔佐ヤシメ、獨伊間ト連絡協  
議中デアリマス。  
大東亞諸國諸民族ノ結果ニ斷シマシテハ、滿州國ヲ初メトシ諸國  
諸民族ハ皆獨ノ大東亞戰爭途口ニ同調協力致シテ吾ルノデアリマ  
スカ、是ニ之ヲ結果ヲ一投ト強止スルヲ案ガト認メマシテ本議題ノ  
御審議ヲ以ハス次第デアリマス。  
先ッ議題ヲ明讀致サセマス。

(議題明讀)

一方 針

大東亞ノ諸國諸民族ノ結果ハ大東亞戰爭完遂ノ爲諸國諸民族  
ノ戰爭協力強化ヲ示服トシタルモノデアリマシテ、特ニ之カ具現

大東亞省

(東東1730)(日本標準規格 B 5)

タイアライター用紙用字體(石井特)

ニ依ツテ支那問題ノ解決ニ資セントスルモノデアリマス。  
一万世界情勢ハ、獨「ソ」戰ノ如何ニ依リ相當ノ變革アルベク、  
此ノ見透シノツクハ概テ十一月頃ト豫想セラレ、且木英ノ反攻ハ  
逐次熾烈ニスルト思ハレマスノデ、速ニ大東亞ノ政略態勢ヲ整備  
強化シ、世界情勢ノ推移如何ニ拘ラス、帝國ハ大東亞團結ノ力ヲ  
以テ、毅然トシテ戰爭指導ノ主動性ヲ堅持セントスルモノデアリ  
マス。

一 對滿華方策

(1) 對滿方策

滿洲國ハソノ建國ノ精神ニ於テ帝國ト一德一心ノ關係ニアルノ  
デアリマシテ、建國以來十年ヲ経テ異常ナル發展ヲ遂ゲテ吾ル  
ノデアリマス。

大東亞省

(東東1730)(日本標準規格 B 5)



大東亞戰爭以後ハ直接之ニ參戰ハ致シマセヌカ物心兩面ニ直リ  
 全力ヲ擧ゲテ帝國ニ協力シツツアルノデアリマス。  
 特ニ戰爭勃發時ニ於ケル詔書ニモ又私カ滿洲國訪問ノ當時拜謁  
 フ許サレタル時ノ陛下ノ御言葉ニモコノ御恩召ヲ拜察シ侍ルノ  
 ナアリマシテ感激倍ク罷ハザル次第デアリマス。  
 安スルニ備テハ市面ヲ視ルニ税邦ヲ以テシ日滿ノ關係ハ概ニ  
 向附以上ノ關係デアリマシテ向然スル所ノノイ状態デアリマス。  
 對華万策  
 錢ニ由決定ヲ仰ギマシタル「大東亞戰爭完遂ノ局ノ對支處地根  
 本方針」ニハ國民政府ノ充實強化並ニ具ノ對日協力ノ具現等ニ  
 照應シ適時日華基本條約ニ所安ノ修正ヲ加フルコトヲ考慮スベ  
 キ旨定メラレテ居ルノデアリマス。

タイプライター用複製用中紙(石井稿)

(東東1730)(日本標準規格 B5)

大東亞省

國民政府ハ參戰以來各般ニ且リ日滿ノ途ヲ講ジテ居リマスルト  
 共ニヨク宿願ノ真意ヲ解シテ、大東亞戰爭完遂ニ協力シツツア  
 リマスノテ、此際宿願ハ、「對支處地根本方針」ヲ更ニ徹底具  
 現セシムル爲右ニ即應スル如ク別ニ定ムル所ニ據リマシテ日華  
 基本條約ヲ改訂シ日華關係條約ヲ締結セントスルモノデアリマ  
 ス。  
 又對支處地根本方針ニハ「帝國ハ東亞ニ對シ之ヲ對手トスル一  
 切ノ和平工作ヲ行ハス状態ニシテ和平工作ヲ行ハントスル場合  
 ハ別ニ之ヲ決定スル國民政府モ亦帝國ノ態度ニ順應セシムル如  
 ク定メラレタノデアリマス。兩國對支處地根本方針並ニ之ニ基  
 ク日滿關係ノ結束ハ途次浸透シ、東亞國ニモ相當ノ動向ヲ與ヘテ  
 居ル狀況デアリマシテ適宜範圍ノ國民政府參加モノ一證左

タイプライター用複製用中紙(石井稿)

(東東1730)(日本標準規格 B5)

大東亞省

タイプライター用複写用半紙(石井特)

ト觀察セラレルノデアリマス。  
一方軍艦ハ總督的ニモ益々凶暴ヲ加ヘツツアリマスノテ前述ノ對華諸方策等ノ運使ニ照應シマシテ適時國民政府ヲシテ對軍艦政府上作ヲ實施セシムル如ク指導スルコトト致シマシタ。然シナカラ軍艦抗戰陣營ノ中樞力國民政府ノ政治工作ニ今遽ニ應ジ來ルコトハ向望ミ難ク且其ノ時機ヲ誤ルトキハ學口之ニ依ル善カ少クナイノデアリマス。故テ其ノ時機ニ臨シマシテハ政府ト私闘節トノ間ニ於テ協談決定スルコトト致シマス  
ニ對泰方策  
泰西ニ對シマシテハ其ノ獨立精神タルノ体面ヲ保持セシメツツ之ヲシテ大東亞戰爭ノ遂行ニ衷心協力シ帝國ノ殖東ニ積極的ニ協調セシムル如ク指導シツツアリマスカ、國民一般ハ戰爭ニ依ル生活ノ

大東亞省

(東京1730)(日本標準規格 B 5)

タイプライター用複写用半紙(石井特)

不自由ヲ動モスレバ「ヒブソ」政權ノ親日政策及日本軍ノ駐屯ニ由來スルカ如キ考ヲ述キ歐任諸國ノ日泰離間策、反政府分子ノ策動ト相俟チ一般ノ對日空氣ハ必スシモ爾足スベキ狀態ニアリトハ言ヒ難イノデアリマス。  
帝國トシテハ「ヒブソ」政權ノ困難ナル立場ト泰西氏ノ心理的動向トニ鑑ミ、日泰同盟條約兩國密着了解事項第一條ニ基キ日本軍占領地帯タル「マライ」ノ天地回復セシムルト共ニ經濟協力ヲ一層強化スルコトカ肝要デアリマス。  
又「シヤン」地方ノ一部モ之ヲ泰西領ニ歸入スルモノトシ之カ前地ニ歸シテハ「ビルマ」ニ與フル影響等ヲモ較量ノ上具ノ時機及地政等ヲ決定スルヲ要スルノデアリマス。  
ニ對印方策

大東亞省

(東京1730)(日本標準規格 B 5)

印ニ對シテハ帝國ノ大東亞戰爭遂行ニ實質的ニ利用スルト共ニ  
 其ノ靜慮ヲ保持シ、敵國ノ策謀ヲ封殺シ、帝國ニ對スル各般ノ協  
 力ヲ一層積極的ナラシムル如ク地東中デアリマシテ今日迄ノ所佛  
 印當局ノ對日協力ニハ相當見ルベキモノカアルノデアリマスガ世  
 界情勢ヲ反映シ且木矢地東中ノ執功ナル宣傳等諸般ノ事情ニ因リ  
 印印國ノ同調的態度未ダ十分ニハ徹底スルノ域ニ達シテ居リマセ  
 ンノヲ益々前進ノ方針ヲ強化スルコトカ計案デアリマス。但シ印  
 印ヲ本國ヨリ離脱セシムル如キ態度ナル地東中ハ大東亞戰爭ノ現狀  
 階ニ於テハ之ヲ避クルヲ安スルノデアリマス。

對緬方策

對緬方策ニ就キマシテハ昭和十八年三月十日大本營政府連絡會議  
 決定「緬甸獨立指導要綱」ニ基キ地東中デアリマシテ、五月八日

大東亞省

獨立準備委員曾ヲ結成シ六月末準備完了ヲ期シ準備促進中デアリ  
 マス。

對比方策

比島ニ於テハ第八十一回帝國議會ニ於ケル比島獨立ノ再確認ニ就  
 スル帝國政府ノ聲明ニ依リ俄然對日信賴ノ度ヲ強メ行政局長官以  
 下帝國ノ真意ヲ解シ、治安ノ顧止行政ノ浸透ニ就意努力中デアリ  
 マシテ大東亞共榮國ノ一環トシテ更生シツツアリ具ノ一端ハ過般  
 塊地ニ参リマシテ私モ日ノアタリニ之ヲ見タノデアリマス。

依テ帝國ハ屢次ノ聲明ニ基キ之ヲ獨立セシムルコトトシ具ノ時期  
 ハ治安未ダ元カラザルモ、戰爭指導上ノ要請ト比島國ノ自發的協  
 力促進ノ見地トヨリ斷不本年十月頃ト豫定シ準備ヲ促進スルコト  
 ト致シマシタ。

對比方策

獨立準備委員曾ヲ結成シ六月末準備完了ヲ期シ準備促進中デアリ  
 マス。

對比方策

比島ニ於テハ第八十一回帝國議會ニ於ケル比島獨立ノ再確認ニ就  
 スル帝國政府ノ聲明ニ依リ俄然對日信賴ノ度ヲ強メ行政局長官以  
 下帝國ノ真意ヲ解シ、治安ノ顧止行政ノ浸透ニ就意努力中デアリ  
 マシテ大東亞共榮國ノ一環トシテ更生シツツアリ具ノ一端ハ過般  
 塊地ニ参リマシテ私モ日ノアタリニ之ヲ見タノデアリマス。

依テ帝國ハ屢次ノ聲明ニ基キ之ヲ獨立セシムルコトトシ具ノ時期  
 ハ治安未ダ元カラザルモ、戰爭指導上ノ要請ト比島國ノ自發的協  
 力促進ノ見地トヨリ斷不本年十月頃ト豫定シ準備ヲ促進スルコト  
 ト致シマシタ。

大東亞省

(東東1730) (日本標準規格 B 5)

(東東1730) (日本標準規格 B 5)

六 其他ノ占領地

「マフィ」「スマトラ」「ジャワ」「ボルネオ」「サレベス」ハ  
氏度低クシテ獨立ノ能力之シク且大東亞助衛ノ爲帝勅ニ於テ確保  
スルヲ必要トスル安域デアリマスノデ之等ハ帝領土ト決定シ車  
安資源ノ供給源トシテ權力之カ爾發竝ニ民心ノ把握ニ努ムル所存  
デアリマス。之等ノ地ニ於テハ富分ノ間成職車政ヲ權制致シマ  
スカ原任氏ノ氏度ニ應ジ努メテ政治ニ參與セシムル方針デアリマ  
シテ現ニ政治參與ヲ安望シテ占リマスル「ジャワ」ニ對シテハ特  
ニ之ヲ認メル慎リデアリマス。而シテ本歸屬決定ハ敵國ノ互傳メ  
資ニ供セラルル寺ノ虞カアリマスノテ富分ノ尙發表セザルコトト  
致シマスカ原任氏ノ政治參與ニ關シマシテハ適宜之ヲ發表スルヲ  
適量ト考ヘテ占リマス。

マイブライデー用複製用字體(石井結)

(東東1730)(日本標準規格 B 5)

大東亞省

七 大東亞會議

「ニューギニヤ」等前述以外ノ地ニ處理ニ親キマシテハ既ニ述  
ベマシタル所ニ準ジテ追テ定ムルコトト致シマス。  
以上各方針ノ具現ニ付本年十月下旬(比島獨立後)大東亞各  
ノ指導者ヲ召集セシメ、戰爭元遂ト大東亞共榮圈確立トノ牢固  
ル意ヲ闡明シ以テ戰爭元遂ニ邁進セントスルモノデアリマス。  
以上ヲ以テ私ノ説明ヲ終リマス。

マイブライデー用複製用字體(石井結)

(東東1730)(日本標準規格 B 5)

大東亞省

多イッテ  
明日午前十  
時迄

A7009-18

電 信 案

外 務 省

一、日英領土問題

（但シ、ケランタン、トレンガメ、トケダシ、ペルリス、山州ハ一九四三年八月廿日、日英間条約ニ依リ泰領ニ編入セラルルヲ以テ之ヲ除外ス）ニテモ、時手スルニ依リテハ其人口構成、地味、統治形派等、考慮シ最モ実効的ナル措置方法ヲ執ルニトシ、山々ニテテ 右觀美、<sup>「ライ」</sup> 領土問題ヲ取テバ、概ネ左ノ如シ

一、人口構成

(原議用紙乙)

電 信 案

外 務 省

一九四三年及推定、西ル英領土、<sup>「ライ」</sup> 島ニ在リ、總人口一九四三年泰領ニ編入セラルル前、九州ノ人口ニ依リ、ハ四、九四一、三六八人ニテテ、其人種的構成割合ハ左ノ如シ

マレー人 英領人 其他

二、〇九五、二七二 (四四%) 一、八二二、〇七〇 (三六%) 七、七二九 (一%)

全年ノ人口ニテテ一九四三年泰領編入、九州ノ人口ノ際外セバ、左ノ如シ

マレー人 其他

二、二一〇、七二八 (三三%) 一、六九九、五九四 (四七%) 六、五二九 (一%)

右数字ニテテ、明ナル如ク泰領編入、九州ノ際、<sup>「ライ」</sup> 民族ニ依リテテ、多数民族 <sup>「ライ」</sup> 民族

(原議用紙乙)

ヤ ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー

(原議用紙乙)

人ヨリ之影響ハ其那人ニシテ其後現在迄一國ニ於テ人口ハ相与増加セルモノト想像セ  
 ラルルモ其構成比率ニ於テ變化ハキモト見テ「ライ」ニ於テ此種之立止ニトシテ  
 往清活動ハ内閣外ニ於テ尙人口ニ於テ  
 支那人ノ急激ニ増スル狀況ナリ(一九二六年「ライ」總人口中「ライ」人トシテ  
 ト「比率」ハ五〇ノ百ニ對シテ一九二九年「國勢調査」ニ於テ此率ハ  
 五四ノ百ニ對シテ五十年間ニ於テ人口構成上「比率」一増ニ変化ナリ  
 一九二九年「ライ」今日「ライ」一年間「比率」之位ト變化シカハ「比率」ハ「比率」  
 一方大「ライ」地産セル)

電信案

外務省

(原議用紙乙)

現「ライ」中政監即ニ有利存洋流(主人)支拂(政東)「ライ」尙上  
 案(防務)其他「ライ」ニ於テ人車橋、跨リテ無税ニ得ナルニテ「ライ」案  
 其政策ヲ轉換シ「ライ」權柄ナリ  
 三、旧英領時代、統治形係  
 英國ハ「ライ」直接領、海峡殖民地(馬來聯邦(Federated Malaya States)) 馬來聯邦(Malaya States) 三種ニ分テ海峡諸  
 島、馬來聯邦(Federated Malaya States) 三種ニ分テ海峡諸  
 島、馬來聯邦(Federated Malaya States) 三種ニ分テ海峡諸  
 島、馬來聯邦(Federated Malaya States) 三種ニ分テ海峡諸  
 島、馬來聯邦(Federated Malaya States) 三種ニ分テ海峡諸

電信案

外務省

(原議用紙乙)

如ト南洋ニテリ。是南洋ノ此類ノ余リ明瞭ナルモ、其保護ノ程然リ甚異  
 ニシテ、正別ト見テ、使テ、又、其、代、治、者、味、ニ、存、テ、能、立、国、ヲ、シ、コ、ル、ニ、テ、  
 以、在、如、キ、実、情、ニ、照、シ、テ、其、理、在、軍、政、ノ、廢、止、ニ、對、シ、ル、政、治、形  
 況、ヲ、既、チ、ス、ル、ニ、テ、リ、ニ、能、テ、其、國、難、ニ、シ、テ、其、同、在、如、キ、方、法、ヲ、採  
 擇、ス、ル、他、ト、モ、モ、ト、思、フ、事、ナ、リ、

(イ) 東南領土ニ編入ス

(ロ) ペラ、スランゴール、パパン、マロビンス、ウレンズレー、四州ヲ泰ニ編入シ

電信案

外務省

(原議用紙乙)

残ラズ、支那ニ編入ス

(四) マライ、多教民族ヲ、支那人トシ、マライ人トシ、協力ニ依リ、政治組織  
 ヲ、作、シ、(例) *Sino-Malaya Mixed Administration System* 統治ヲ  
 行、ハ、シ、ム

(五) インドネシア、聯邦組織トシ、其、一、部、ト、シ、ス  
 (六) マニラ、ハ、ト、シ、テ、其、他、ノ、諸、島、ヲ、編、入、ス

電信案

外務省

昭和二〇、二、二〇政二

「マライ」ノ獨立ノ可能性ニ就テ

「マライ」ヲ獨立セシメントスル考ヘニハ左記ノ如キ困難アリ

(一)「マライ」人人口ノ比較的多數ナリシ四州ヲ「タイ」ニ割讓セ  
ル結果現在ニ於テハ「マライ」人人口ハ「マライ」人三四%華僑  
四八%其他「印度人等」一八%ナルコト從テ「マライ」人中心  
ノ獨立國ヲ形成シ難キコト

(二)「マライ」人カ右ノ如ク數的ニモ劣勢ナルノミナラス民族的氣  
迫モ缺シク曾テ獨立運動發生シタルコトナキコト從テ「ビルマ」  
「ジャワ」等ニ於ケルカ如キ從前ノ獨立運動者中心ノ獨立國ヲ  
作リ難キコト

(三)「マライ」各州ノ土侯ハ從來ヨリ殆ト政治ノ實權ヲ有セス且必  
スシモ「マライ」人カ土侯ヲ中心トシテ州單位ニ團結シ居ルモ  
ノニハ非サルコト從テ安南等ノ如ク既存王朝ヲ獨立セシムル形

外務省

應ヲ採リ難キコト

(一)「マライ」人ハ所謂「インドネシア」族ト人種的ニモ區別セラ  
レ且「ジャワ」等ニ於ケル「インドネシア」獨立運動カ「マラ  
イ」ハ「インドネシア」ノ一部トハ考ヘ居ラサルコト從テ「イ  
ンドネシア」ヲ聯邦形態ニテ獨立セシムルモ「マライ」ヲ其ノ  
一邦トハ爲シ難キコト

ニ右ノ如キ各般ノ困難ニ拘ラス強ヒテ「マライ」ヲ獨立セシメント  
セハ左記何レカノ案ヲ採ル外ナシ

(一)既ニ割讓セル四州以外更ニ「ベナン」「ウエルスレー」「ペラ  
」等ヲ「タイ」ニ歸屬セシメ「最近ノ「タイ」ハ必スシモ之  
ヲ欲セサルモ「殘部ハ「マライ」人及華僑ノ共同行政ノ自地區  
域トスル案

「獨立國ノ應ヲ爲ササル感アリ」

(二)各土侯ヲ獨立セシメ土侯國聯合ヲ結成セシムル案

外務省



極秘

Ed  
二  
k

（主僕ノ能力疑問ニシテ且準備ノ實効力ヲ全然無視スル點アリ）

（一）「インドキシア」聯邦ノ一部トスル意

（二）人種的歴史觀ニ見テ適當不自然ナル缺點アリ

（三）尙私見トシテハ「マライ」ノ獨立ハ右ノ如ク何レノ獨立ニ依ルモ相當困難性アルヲ以テ適當ノ政策上ノ進ヒヲ達成スル爲メハ大東亞全体ノ責任統治ノ如キ方策ヲ研究スルヲ可ナリト思考ス即チ

（四）右責任統治ハ聯盟人定責任統治ノ如ク「マライ」ヲ獨立國トシテ假設シ定テ一定期間（例ヘハ十五年）以内ニ獨立セシムル目的ヲ以テ委任國ハ施設上ノ補助及援助ヲ與フルモノタルコト

（五）大東亞聯盟國ガ全体トシテ右ノ如キ將來ノ獨立ヲ保證シ特ニ關係深キ「タイ」中國等ノ委員ヨリ成ル委員會ヲ以テ受任者トスルコト

可然ト思考ス

外務省

昭和二〇、二、二〇改二

「マライ」ノ獨立ノ可能性ニ就テ

（一）「マライ」ヲ獨立セシメントスル考ヘニハ左記ノ如キ困難アリ

（二）「マライ」人人口ノ比較的多數ナリシ四州ヲ「タイ」ニ割讓セル結果現在ニ於テハ「マライ」人人口ハ「マライ」人三四%華僑四八%其他（印度人等）一八%ナルコト從テ「マライ」人中心ノ獨立國ヲ形成シ難キコト

（三）「マライ」人カ右ノ如ク數的ニモ劣勢ナルノミナラス民族的氣迫モ缺ク曾テ獨立運動發生シタルコトナキコト從テ「ビルマ」「ジャワ」等ニ於ケルカ如キ從前ノ獨立運動者中心ノ獨立國ヲ作作り難キコト

（四）「マライ」各州ノ土侯ハ從來ヨリ殆ト政治ノ實權ヲ有セス且必スシモ「マライ」人カ土侯ヲ中心トシテ州單位ニ團結シ居ルモノニハ非サルコト從テ安南等ノ如ク既存王朝ヲ獨立セシムル形

外務省

願ヲ探リ蘇ルコト

一「マライ」人ハ所謂「インドネシア」族ト人種的ニモ區別セラレ且「ジャワ」等ニ於ケル「インドネシア」獨立運動カ「マライ」ハ「インドネシア」ノ一部トハ考ヘ得ラサルコト後「インドネシア」ヲ聯邦形態ニテ獨立セシムルモ「マライ」ヲ其一邦トハ爲シ難キコト

右ノ如キ各般ノ困難ニ拘ラス強ヒテ「マライ」ヲ獨立セシメントセハ左記何レカノ案ヲ採ル外ナシ

(一) 既ニ割讓セル四州以外更ニ「ベナン」「ウエルスレー」「ペラ」「等ラ」「タイ」ニ歸屬セシメ「最近ノ「タイ」ハ必スシモ之ヲ欲セサルモ」殘部ハ「マライ」人及華僑ノ共同行政ノ自治區域トスル案  
一獨立地ノ態ヲ爲ササル感アリ

(二) 各土侯ヲ獨立セシメ土侯國聯合ヲ組成セシムル案

外務省

一土侯ノ能力疑問ニシテ且華僑ノ實勢力ヲ全然無視スル感アリ  
二「インドネシア」聯邦ノ一部トスル案

一人種的歴史的ニ見テ相當不自然ナル缺點アリ  
尙事見トシテハ「マライ」ノ獨立ハ右ノ如ク何レノ案ニ依ルモ相當困難アルヲ以テ適當リ政策上ノ阻ヒヲ達成スル爲ニハ大東亞亞體ノ委任統治ノ如キ方法ヲ探究スルヲ可ナリト思考スル  
(一) 右委任統治ハ聯盟A式委任統治ノ如ク「マライ」ヲ獨立國トシテ委任統治シ之ヲ一定期間(例ヘハ十五年)以内ニ獨立セシムル目的ヲ以テ委任國ハ施政上ノ助言及援助ヲ與フルモノナルコト  
(二) 大東亞諸國カ亞體トシテ右ノ如キ將來ノ獨立ヲ保證シ特ニ關係深キ「タイ」「中國」等ノ委員ヨリ成ル委員會ヲ以テ委任者トスル

可然ト思考ス

外務省